

平成十年文部省・厚生省令第二号

(趣旨)

言語聴覚士学校養成所指定規則
言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第四十一条の規定に基づき、言語聴覚士学校養成所指定規則を次のように定める。

第一条 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)以下「法」という。第三十三条第一号から第三号まで及び第五号の規定に基づく学校又は言語聴覚士養成所(以下「養成所」という。)の指定に関しては、この省令の定めるところによる。

前項の学校とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。(指定の申請手続)

第二条 学校又は養成所について、文部科学大臣又は都道府県知事(以下「行政庁」という。)の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八十九号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。)を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、

名称及び主たる事務所の所在地)

二 名称

三 位置

四 設置年月日

五 学則

六 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

九 教授用及び実習用の機械器具、模型及び図書の目録

十 実習施設の名称、位置及び開設者又は設置者の氏名(法人にあつては、名称)並びに当該施設における実習用設備の概要(施設別に記載したもの)

十一 収支予算及び向う二年間の財政計画

前項の申請書には、同項第十号に掲げる施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者又は設置者の承諾書を添えなければならない。

(変更の承認及び届出)

道府県知事の指定を受けた養成所(以下「指定施設」と総称する。)の設置者は、前項第一項第五号に掲げる事項(修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。)若しくは同項第八号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる施設を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならぬ。

前項第二項の規定は、前項の実習施設の変更の承認の申請について準用する。

第三条 文部科学大臣の指定を受けた学校又は養成所(以下「指定基準」とおりとする。)の指定施設は、次のとおりとする。

第四条 法第三十三条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により入学することができる者(法第三十三条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けたときは、一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

(学校及び養成所の指定基準)

第五条 法第三十三条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大

学に入学することができる者(法第三十三条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けたときは、一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

(学校及び養成所の指定基準)

第六条 法第三十三条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大

学に入学することができる者(法第三十三条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けたときは、一月以内に、行政庁に届け出なければならない。

(学校及び養成所の指定基準)

第七条 法第三十三条第一号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第十五条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは

第五条 第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものである。

五 専任教員のうち少なくとも一人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。
六 前項第六号から第十三号までに該当するものであること。
七 同時に入学する学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
八 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。

六 一学級の定員は、十人以上四十人以下であること。

七 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

八 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

九 教育上必要な機械器具、模型及び図書を有すること。

十 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十一 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

十二 専任教員の事務職員を有すること。

十三 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十四 法第三十三条第二号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十九号)に基づく大学又は規則第十四条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において二年(高等専門学校にあつては、五年)以上修業し、かつ、法第三十三条第二号に規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものである。

二 修業年限は、三年以上であること。

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 別表第一に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人(二学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者(以下「医師等」という。)である専任教員であること。
五 ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては三人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)以上は医師等である専任教員であるこ

所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)とができる。

五 専任教員のうち少なくとも一人は、業務経験五年以上の言語聴覚士であること。
六 前項第六号から第十三号までに該当するものであること。
七 一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第十五条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは

第五条 第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものである。

三 别表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人(二学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数)以上は医師等である専任教員であるこ

と。

四 别表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人(二学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)以上は医師等である専任教員であるこ

と。

五 第一項第六号から第十三号まで、及び前項第三号に該当するものであること。

四 法第三十三条第五号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令に基づく大学を卒業した者又は規則第十七条で定める者であることを入学又は入所の資格とするものであるこ

と。

二 第一項第六号から第十三号まで、第二項第三号及び前項第二号から第四号までに該当するものであること。

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 别表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人(二学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)以上は医師等である専任教員であるこ

と。

五 第一項第六号から第十三号まで、及び前項第三号に該当するものであること。

四 法第三十三条第五号の学校及び養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令に基づく大学を卒業した者又は規則第十七条で定める者であることを入学又は入所の資格とするものであるこ

と。

二 修業年限は、一年以上であること。

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 别表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人(二学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)以上は医師等である専任教員であるこ

と。

五 第一項第六号から第十三号まで、第二項第三号及び前項第二号から第四号までに該当するものであること。

四 别表第二に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人(二学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数)以上は医師等である専任教員であるこ

と。

一 当該学年度の学年別学生数	二 前学年度における教育実施状況の概要
三 前学年度の卒業者数	(報告の微収及び指示)
2 行政庁は、指定施設の教育の内容、教育の方 法、施設、設備、管理の方法、維持経営の方法 その他の適切な指示をすることができる。	第六条 行政庁は、指定施設につき必要があると 認めるときは、その設置者又は長に対して報告 を求めることができる。
(指定の取消し)	第七条 指定施設が第四条に規定する基準に適合 しなくなつたときは、その設置者は、次 前条第二項の規定による指示に従わないと は、行政庁は、指定施設の指定を取り消すこと ができる。
(指定取消しの申請手続)	第八条 指定施設について、行政庁の指定の取消 しを受けようとするときは、その設置者は、次 に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出 しなければならない。 一 指定の取消しを受けようとする理由 二 指定の取消しを受けようとする予定期日 三 在学中の学生があるときは、その措置 (国立大学法人の設置する学校及び国の設置す る養成所の特例)

第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項
次に掲げる事項(地方独立行政法人までに掲げる 公共団体(地方独立行政法人) 第二号から第十 二号までの事項を記載した書面をもつて行 政法人法(平成十五年法律第六百八十九号)第六 項第一項に規定す)	第一項設置者	第二項所管大臣(国立 大学法人の設置する学校にあつては、設置者で ある国立大学法人。以下同じ。)	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項
1 (施行期日) (この省令は、法の施行の日(平成十年九月一 日)から施行する。 (学校又は養成所の指定基準の経過的特例)	附則	1 (施行期日) (平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平 成十三年一月六日)から施行する。	附則	1 (施行期日) (平成十二年一〇月二〇日文部科 省・厚生省令第五号)	附則	1 (施行期日) (平成十三年一月六日)から施行する。	附則	1 (施行期日) (平成十四年四月一日から施行する。 附則(平成六年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第四号) この省令は、平成十六年四月一日から施行す る。	附則	1 (施行期日) (平成一九年一二月二五日文部科 学省・厚生労働省令第二号)	附則	1 (施行期日) (平成二七年三月三一日文部科学 省・厚生労働省令第二号)	附則	1 (施行期日) (平成二七年三月三一日文部科学 省・厚生労働省令第二号)	2 (施行期日) (この省令は、平成二十七年四月一日から施行 する。)	2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)	2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)
2 (施行期日) (この省令は、平成二十七年四月一日から施行 する。)	2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)	2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)	2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)	2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)	2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)	2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)	2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)	2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)	2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)	2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)	2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)	2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)	2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)	2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)	2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)		

1 (施行期日) (この省令は、法の施行の日(平成十年九月一 日)から施行する。 (学校又は養成所の指定基準の経過的特例)	附則	1 (施行期日) (平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平 成十三年一月六日)から施行する。	附則	1 (施行期日) (平成十四年四月一日から施行する。 附則(平成六年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第四号) この省令は、平成十六年四月一日から施行す る。	附則	1 (施行期日) (平成一九年一二月二五日文部科 学省・厚生労働省令第二号)	附則	1 (施行期日) (平成二七年三月三一日文部科学 省・厚生労働省令第二号)	附則	1 (施行期日) (平成二七年三月三一日文部科学 省・厚生労働省令第二号)	2 (施行期日) (この省令の施行の日(以下この項において 「施行日」という。)前にこの省令による改正前 のそれぞれの省令の規定によりされた指定等の 処分その他の行為(以下この項において「処分 等の行為」という。)又はこの省令の施行の際 に現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の 規定によりされている指定等の申請その他の行 為(以下この項において「申請等の行為」とい う)で、施行日においてこれら等の行為に係る 行政事務を行うべき者が異なることとなるもの は、施行日以後におけるこの省令による改正後 のそれぞれの省令の適用については、この省令 による改正後のそれぞれの省令の相当規定によ りされた処分等の行為又は申請等の行為とみな す。						
2 (施行期日) (この省令は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平 成十三年一月六日)から施行する。	附則	2 (施行期日) (この省令は、平成十四年四月一日から施行す る。	附則	2 (施行期日) (平成十五年法律第八十八号)の施行の日(平 成十六年四月一日)から施行する。	附則	2 (施行期日) (平成一九年一二月二五日文部科 学省・厚生労働省令第二号)	附則	2 (施行期日) (平成二七年三月三一日文部科学 省・厚生労働省令第二号)	附則	2 (施行期日) (平成二七年三月三一日文部科学 省・厚生労働省令第二号)							
3 (施行期日) (この省令の施行前にこの省令による改正後 のそれぞれの省令の規定により國に対して届出そ の他の手続を行なへなければならない事項で、この 省令の施行の日前にその手続がされていないも のについては、これを、この省令による改正後 のそれぞれの省令の規定により地方公共團 體の相當の機關に對して届出その他の手續をし なければならない事項についてその手續がされ ていないものとみなして、この省令による改正 後のそれぞれの省令の規定を適用する。	附則	3 (施行期日) (この省令の施行前にこの省令による改正後 のそれぞれの省令の規定により國に対して届出そ の他の手續を行なへなければならない事項で、この 省令の施行の日前にその手続がされていないも のについては、これを、この省令による改正後 のそれぞれの省令の規定により地方公共團 體の相當の機關に對して届出その他の手續をし なければならない事項についてその手續がされ ていないものとみなして、この省令による改正 後のそれぞれの省令の規定を適用する。	附則	3 (施行期日) (この省令の施行前にこの省令による改正後 のそれぞれの省令の規定により國に対して届出そ の他の手續を行なへなければならない事項で、この 省令の施行の日前にその手續がされていないも のについては、これを、この省令による改正後 のそれぞれの省令の規定により地方公共團 體の相當の機關に對して届出その他の手續をし なければならない事項についてその手續がされ ていないものとみなして、この省令による改正 後のそれぞれの省令の規定を適用する。													
2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)	附則	2 (施行期日) (この省令は、令和四年十月一日から施行す る。)															

分野	専門	基礎	別表第一(第四条関係)
保健医学	保健体育	外國語	教育内容
三	二	四	単位数
医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。	一科目は統計学とするこ	備考	

備考	合計	選択必修分野	専門						臨床医学						
			臨床実習	聴覚障害学	下障害学	言語発達障害	失語・高次脳機能障害	学総論	言語聽覚障害	音声学	心理学	臨床歯科医学	音声・言語・聴覚医学	臨床神経学及び形成外科	
一 単位の計算の方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。	三十九	八	二十	七	九	六	六	四	二	二	二	一	二	六	
二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士法施行規則第十五条に定める学校、文教研修施設若			実習を行うこと。	専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。	脳性麻痺及び学習障害を含む。	吃音を含む。	吃音を含む。	社会保険制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。	聽覚心理学を含む。	病態を含む。	心理測定法を含む。	口腔外科学を含む。	内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科を含む。

しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

臨床実習

二十 実習時間の三分の一以上は病院又は診療所において行うこと。

備考	合計	臨床実習	
		三十	七
一　単位の計算の方法は、大学設置基準第二十二条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。	二十	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。	